

I 計画の基本的考え方

1 改定の趣旨

県は、2003年5月に男女共同参画社会基本法に基づく計画として、「かながわ男女共同参画推進プラン」(以下「プラン」という。)を策定し、その後、2008年3月、2013年3月、2018年3月の3度にわたり改定を行いながら、施策を進めてまいりました。

しかし、第4次プラン策定後、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」等の関係法令の施行、改正をはじめ、男女共同参画をとりまく状況は大きく変化しています。

特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、雇用環境の悪化や外出自粛に伴うDVの増加懸念、休校や在宅勤務に伴う家庭生活の負担増加等、女性に深刻な影響を及ぼしました。根強い固定的な性別役割分担意識等をはじめとして、こうした女性への深刻な影響の根底には、平時において男女共同参画が進んでいなかったことがあり、それが新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により顕在化したと指摘されています。

一方、コロナ禍を契機に、オンラインの活用が急速に拡大し、テレワークなど多様なワークスタイルの推進が進むことで、柔軟な働き方や男性の家庭・地域活動への参画につながることを期待されます。

神奈川では、性別にかかわらず、ワーク・ライフ・バランスが取りにくい状況が続いており、女性の活躍や政策・方針決定過程への女性の参画は未だ十分とはいえません。

また、DVや性暴力の被害、ひとり親世帯等の経済的困窮、日常生活又は社会生活を営むうえで困難な問題を抱える方等への寄り添った支援が引き続き求められています。

こうした背景を踏まえ、性別にかかわらず、すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会の実現に向け、より実効性のある取組みを行うため、プランを改定します。

2 計画の性格

プランは、男女共同参画社会基本法第14条に規定された、県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画です。女性活躍推進法の趣旨に資する部分については、同法に基づく都道府県推進計画として位置付けます。

また、県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画です。

3 計画期間

2023年度から2027年度までの5年間とします。

4 計画の進行管理

数値目標を設定し、毎年度、その進捗状況について、神奈川県男女共同参画審議会から評価をいただくとともに、それらの結果を年次報告書として取りまとめ、公表します。